

東近江行政組合休日急患診療所運営委員会に関する規則

昭和52年11月1日
中部地域消防組合規則第4号

改正 昭和57年10月27日 規則第5号
平成2年3月30日 規則第5号
平成3年3月1日 規則第2号
平成10年3月31日 規則第1号
平成17年10月21日 規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江行政組合休日急患診療所の設置等に関する条例（昭和52年中部地域消防組合条例第6号）第9条の規定に基づく休日急患診療所運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の定数及び任期)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織し、管理者のほか次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 休日急患診療所医療管理者
- (2) 管内病院長
- (3) 管内薬剤師会の代表
- (4) 組合議会議長及び副議長
- (5) 副管理者
- (6) その他学識を有するもの

2 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平17規則15・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は東近江行政組合管理者を、副委員長は近江八幡休日急患診療所医療管理者及び八日市休日急患診療所医療管理者をもってあてる。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平17規則15・一部改正)

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、委員の半数以上から審議事項等を示し、会議の招集の請求のあったときは、これを招集しなければならない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 運営上に疑義を生じたとき又は診察に起因する事故の発生したときは委員会を開催し、その当事者又は、その他の知識経験者の意見を聴取することができる。

(平17規則15・一部改正)

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、救急医療事務局において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど管理者が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年10月27日規則第5号）

この規則は、昭和57年11月1日から施行する。

付 則（平成2年3月30日規則第5号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成3年3月1日規則第2号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月31日規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成17年10月21日規則第15号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。